

食物アレルギーによる特別給食の新規申込について

東御市保育園では、給食の提供を実施しております。食物アレルギーによる特別給食が必要な場合は、下記書類の提出をお願い致します。またアレルギー対応食にあたってのお願い及び注意事項についてもお読み下さい。

<提出書類>

- 1 食物アレルギーによる特別給食申込書（様式1）※保護者の方が記入して下さい
- 2 保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー用）（様式2）
※かかりつけ医に記入していただいて下さい。

<アレルギー対応食にあたってのお願い及び注意事項>

- 1 生卵、くるみ、ナッツ、ピーナッツ、そば、いくら、魚卵の食物アレルギーの場合は、給食で提供しないため書類の提出は必要ありません。
※ただし、製造工場や同じ製造ラインでアレルゲンを含む食材が使用されており、その加工品が摂取不可の場合は、上記書類の提出をお願いします。
- 2 乳糖不耐症についても上記書類の提出をお願いします。
- 3 アレルギー対応食は、通常給食と同じ保育園施設内で調理しています。
- 4 対象のアレルギー食品については完全除去となります。必要に応じて、代替品を提供します。
- 5 生活管理指導表において、「A 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」、「B アレルゲンを含む食物を揚げた油の再利用不可について」、「C 加工品において、同じ製造ラインや製造工場でアレルゲンを含む食材の使用不可について」に記載がある場合は、お弁当を持参していただく場合があります。ご承知おきください。
- 6 生活管理指導表の記載内容に変更があった場合は、速やかに園に連絡をしてください。
- 7 アレルギー対応食の必要がなくなった場合は、速やかに園に連絡をしてください。
※食物アレルギーによる特別給食解除申請書を記入、提出していただき、解除とさせていただきます。

保育園が決定しましたら、入園月の前々月（２０日）までに申込書及び生活管理指導表を入園先の保育園までお持ちください。

入園されるお子様の園での食事が安全なものになりますよう、ご理解とご協力をお願い致します。